

第9回 四万十町自治基本条例検討委員会

1 開催日時

日時：平成21年7月24日（金）午後7時00分～8時30分

2 開催場所

四万十町役場 3階委員会室

3 出席者（敬称略）

・委員：山本 桓、八木 雅昭、川村 英子、北村 明三、山脇 峯一
宮脇 晴信、林 長生、西原 真衣、井上 典子、奥宮 正洋
佐藤 恵司、林 伸一 12名出席

・高瀬副町長

・事務局：企画課 武内課長 吉岡総括主幹、細川主幹、岡崎主任

・傍聴人 2名

4 議事

四万十町まちづくり町民参加条例の議案の取扱いについて

5 会議結果（要旨）

「副町長」

今までの経過と町の考え方、今後の取扱いについて説明をさせていただきます。

まちづくり町民参加条例については、まちづくりの基本となる計画や町民に影響を及ぼす条例の制定時に、その内容について幅広く住民の方から意見を公募する、いわゆるパブリックコメントの制度化を目指したものであり、既に制定している行政評価条例と同じく、行政手続条例の目的に沿ったものである。

数年前よりその必要性が言われており、今年1月の議員協議会の終了後、全員協議会において意見公募制度について、町の考え方、制度の骨格について議会に説明を行なった。その後、制定に向けて取り組んできた。

この会で皆さんに検討いただいている自治基本条例や、あるいは庁舎の建設計画など大きな案件について、節目、節目に住民の方々に公表し、意見をもらいながら検討を行うことが好ましいとの思いで制定に向けて取り組んだ。また、自治基本条例を制定している市町村の事例を見ると、自治基本条例の検討の過程において、住民の方から意見の公募を行なっているところがあり、その事例等も検討し、行政評価条例からは遅れたが、6月議会に条例制定の提案を行った。

本委員会の委員の方からの指摘のとおり、自治基本条例の住民参加の部分と少なからず関連することが予想されるなかで、本委員会に何ら報告も行わず議会に提案したことを、この場を借りてお詫びする。

まちづくり町民参加条例の名称については、町の職員で組織する条例制定、改正の審査を行う法例審査会という内部組織があり、この審査会で、親しみやすい名称をと検討した結果、決定した。

しかしながら、自治基本条例が検討されるなかで、まちづくりや町民参加が重要視されることが予想され、また、この名称が住民の方々に混乱をきたすことも予想されることも考慮し、議会に対して本日付で、四万十町まちづくり町民参加条例を四万十町意見公募手続き条例に訂正をする議案訂正の請求書を議会に提出した。

委員の方々には迷惑と心配を掛けたこととお詫びする。今後もまちづくりの重要な条例となる策定への協力をお願いしたい。

副町長から当委員会への陳謝と、四万十町まちづくり町民参加条例については、名称変更の手続きを取るということが報告された。このことについて質問はないか。

- ・自治基本条例の検討の過程において、パブリックコメントの制度化が検討されたと説明があったが、自治基本条例を当委員会で検討している状況にあるのに、先に町執行部により進めたことへの陳謝と受け取ってよいか。

「副町長」

自治基本条例の制定の前にパブリックコメントを制度化し、自治基本条例を議論するなかで町民に広く意見を求めた市町村も多く、その手続きを踏んでいくことが本町においても良いのではないかとこの考えからである。

自治基本条例とパブリックコメント制度は関連があるものであり、本委員会に説明や報告が出来ていなかったことへのお詫びを申し上げた。

- ・四万十町まちづくり町民参加条例の提案した時点では、本委員会は設立されていたが、本委員会への説明がなされていなかったことへの陳謝ということか。

「副町長」

そのことについて、行政側の思いと、委員の方との思いに差があり、十分な対応が取れていなかったことへのお詫びを申し上げた。

- ・行政評価条例について、その取扱はどうなるのか。

「副町長」

行政評価条例は、3月議会で承認を得、既に施行されている。

- ・自治基本条例と行政評価条例、パブリックコメント条例は、3本柱のであると事務局から説明を受けたが、それを事前に出されたのはなぜか。

「副町長」

自治基本条例の制定は、なるべく早く行いたかったが、具体的な取り組みが始まったのが今年からであり、遅れたことはお詫びするが、自治基本条例、行政評価条例、パブリックコメント条例を同時期に制定する作業は難しく個々に内容を検討し、手順を踏み行っているとした。

行政評価条例については、行政改革推進委員会において議論を重ね内容を検討してもらい3月定例議会で提案を行なった。

- ・行政改革推進委員会はどのような組織か

「副町長」

行政改革の推進にあたり、行政外部の方により行政評価や行政改革大綱などを検討いただく組織。

- ・行政改革推進委員会の構成メンバーは、町長の選任か、公募枠の設定はあったか。

「副町長」

町長の選任、公募枠は設けなかった。

- ・パブリックコメント条例の精神は、反映されていないということになるのでは。
- ・行政改革推進委員会は行政の関係者で構成されていないか。

「副町長」

行政外部の方で構成されている。

- ・委員の選定は、どのような基準で行なわれたのか。

「事務局」

行政コンサルや職種、地域など考慮した。また、町外の方も委員に選任している。

行政評価条例は、自治基本条例検討委員会の設立前に制定されたものであり、行政改革推進委員会により議論を重ね検討されたものであるが、行政評価条例についても、本委員会に内容、制定の経過などの説明を事前に行っておくべきである。
しかし、本日はまちづくり町民参加条例を議題としている。他に質問はないか。

- ・行政の思いと検討委員会の思いとのくい違いにより、この会の開催となったが、副町長の説明を受け、委員長としての考えはどうか。

まちづくりとは自治そのものであり、その同意の名称を持つ条例を本委員会に事前説明も無く議会に提案したことに大変疑問を持った。先ほどの説明で名称を訂正する議案訂正の請求書を議会に提出し、個別条例として限定されたものであることを明確にした。今後、自治基本条例との整合性を議会と協議する機会が保障されているなら了承できる。

- ・検討委員会は継続され検討をしていくと判断してよいか。

議会と意見交換する機会が保障されているなら継続と私は考える。

- ・意見交換に際して、我々は全く別のものを提案していくのか、提案されているものに委員会の意見を反映させていくのか、どのような方法を考えているのか。

具体的に住民が参加していくために必要な事項として、私的に7～8項目を考えている。公聴会やパブリックコメントもその1つであるが、他の部分で行政側に対する拘束力を持たし、住民が主導権を持つようにすることを考えることはできる。例えば、住民に対する行政の説明責任の義務化、疑問に対する説明や意見・提案に対して不採用の場合にその理由を付してきちっと回答を行う義務を課すなど、他の部分で行政側に対する拘束力を持たすことは可能と考える。

- ・議案の名称を変えて、条文は変更しないまま議会の継続審議中ということなのか。

議案の中身に問題があれば、議会は修正を行う、根本的な修正は提案権の侵害で困難ではあるが、一部修正なら可能と思われる。そのため、私の考えとして、意見の提案者に対する回答をきちんと提案者に返す義務を、意見交換の機会があれば出していきたい。

- ・自治基本条例と行政評価条例、パブリックコメント条例が3位1体であるのなら、行政評価条例、パブリックコメント条例の評価の作業を行わず、自治基本条例の検討に進むべきではない。

自分達の意見を集約し、それを公表し、議会に伝え、議会にも行政に求めると同様に回答を返してもらう権利が私達にはある。

「事務局」

まちづくりへの住民参画の権利を自治基本条例に明記するため、具体的な中身についての範囲で条文化するのか、検討委員会のなかで議論して頂きたい。

- ・ 執行部や事務局にお願いしたいのは、町長の選任者により検討された内容に基づいた議案を提案するプロセスでは、住民が参加する意識をもてない、住民は参加している気持ちになれない。

意見公募制度の理念が認識されていないのではないか。

行政評価条例については、意見公募制度の案件として意見公募すべきだった。

このようなことが起こるので、事前に住民に情報を公開・周知し、住民から声が上がリ、その声が行政に反映できる仕組みを自治基本条例に明記していこうということが、今回の自治基本条例策定の本筋と思われる。今後は、住民に予告して、それから意見を出してもらえ環境を整備していければ、今以上に住民が参加できる機会が保障される。

- ・ 重要な条例の提案、改廃時に、事前に住民の意見の公募を行なうことがパブリックコメントであるが、この提案、改廃の発案者に町民がなれないか。この発想を町執行部が持たなければ、事前の発表も、パブリックコメントも受けようがないのではないか。

「事務局」

現行の地方自治法では、住民からの直接請求ができる手続きがある。この手続きによる場合は、パブリックコメント手続きは踏まないと書いてある。提案した中には、住民からの発議は盛り込んではいない。その手続きは地方自治法の手続きを踏まえ行うとの考えである。

- ・ 検討する組織の委員を町長が選任する場合、町長の意向に従順な者ばかりを選ぶことも可能になると思うが。

「事務局」

行政改革検討推進委員を示す。

期間：平成20年8月11日～平成22年8月10日

氏 名	所属又は職業（活動経験）
石 塚 悟 史	・ 国立大学法人高知大学助教授（農学博士） ・ 国際・地域連携センター産学官民連携部門長
岡 部 勤	・ 農業（施設園芸） 四万十農業協同組合理事 ・ 元興津農業協同組合組合長
田 邊 憲 一	・ エコロジー 四万十副社長 ・ 元窪川町・大正町・十和村合併協議会委員
谷 本 好 美	・ 元高知県立実践農業大学校長

中 平 克 喜	・元四万十町教育長
由 類 江 秋 穂	・北幡観光自動車代表取締役 ・元四万十ドラマ社長
吉 田 文 彦	・株式会社くろしお地域研究所代表取締役

「副町長」

町長の意向を汲むものばかりなら行政改革にはならない、行政に対して手厳しい意見を頂いてこそ行財政改革に繋がるため、そのことを踏まえて委員を委嘱している。

- ・行政の評価を誰が行なうかと考えたら、行政サービスの受け手が評価することが基本と考える。

「事務局」

行政評価の委員と行政改革推進委員は兼ねた形となっている。町長は新しい町の信託されたトップとして選挙で選ばれた人。その人が新しい町の基軸となるものを検討し、取りまとめる者として委嘱し、その中で議論してきた。信託されたものとして、公約を遂行するための意見を陳べるものとして委嘱した方である。

今回の行政評価の委員は行政改革推進委員の方を委嘱した形になった。

意見公募手続き条例がどうなっていくかは分からないが、この条例が制定されることになれば、努力規定ではあるが公募委員についても規定しており、他の条例との調整の作業をしながら、一部改正の必要が生じれば、その手続きを取りながら委員公募の流れに変えることになると思う。

自治基本条例が制定されれば、町の附属機関である審議会、検討会などの委員選定に、一定の批准で公募委員を設けることなど、住民の参画を保障する関係条例や総合振興計画の見直しも住民の意見を反映して行なわれる。

「副町長」

自治基本条例は条例中の条例といわれ骨格をなすものであり、制定後は、他の条例についても自治基本条例との整合性を図る必要がある。

- ・行政評価を行なう場合、第1次は実施した行政内部での評価、第2次は内部組織での評価、第3次で検討委員会等の外部のものでの評価となり、ここで住民の参加の可能性が出てくる。

私がおかしいと思うのは、行政が評価する部分で、基本的には行政サービスを受ける側が

行なうべきものである。住民が評価することが第1で、評価基準も住民が行なうべきである。

評価には客観性が必要で、内部評価により改革していくということは出来ないと思われるので、この仕組みは疑問である。

自治基本条例を検討していくなかには、行政や議会に一定の縛りを課すことについての議論も必要であろう。この検討委員会のテーマにもなる。
我々だけではなく、広く住民の意見を聞き進める必要がある。(そのために、住民の意見を聞く会も設定した。)

- ・名称が変更になっても中身の変更はされないということであるなら、委員長と議会で話し合える機会の担保が必要である。

「副町長」

総務常任委員会に付託されている状況であり、検討委員会から議会との意見交換を行いたいとの要望があったことは、私の方から議会に伝える。

- ・議長と総務常任委員長との話の内容について伺いたい。

「副町長」

自治基本条例検討委員会の検討のなかで、住民参加の議論もされていることであり、早急な結論は出さずに審議をおこなって頂きたい。その途中で自治基本条例の骨格も出てこようかと思うので、それとの整合性も図る必要もあり、整合性が取れない場合は議会での修正をお願いしたい旨を伝えた。9月の定例会で議員に報告する予定であったが、延期することを議長と総務委員長に話をして了承を受けている。

- ・委員長は議会にどのような話をされるつもりなのか。

議案を審議するときは、広く住民の意見を聞いて結論をだすことが、議会の活動の基本である。行政も住民の意見を集約して提案していく、重要な提案については議会として公聴会を開いて、各地で専門的な立場の方の意見を聞き検討する作業が必要であるので、その一つとして検討委員会も権利があると考えている。その様なところから意見が出されれば、それを条例に反映させる役割を果たせるのではないかと。

今の段階では、その担保はないが、話し合える場を議会に働きかけてもらいたい。行政も対応していくと話している。こちらかの提案をどうするかは議会の判断になり保障はないが、住民の意見を参考にして結論を出していく、誠意ある対応への期待はある。

- ・住民の意見が反映されていない、この条例の廃案の可能性はあるか。

住民が参加している場での検討がされていない、民意が反映されていない条例は、死んだもの。住民が大事、主役と言いながら実質的には民意が反映されていない議会も住民の意向が反映されるよう最善の努力を行なう要請していく。強制力はないが。

意見の食い違いでこのような議論になったが、自分達の役割は自治条例に素案をつくること。この会が解散するようなことになれば、総合振興計画に掲げた、自治基本条例をつくり協働のまちづくりを進めていくことができず、まちづくりが後退することになる。これまで進んできたことを後戻りするのではなく、前に進んでいくことが重要と考える。矛盾点等もあろうかと思うが、まずは自治基本条例を制定し、基本条例に抵触するものは、将来的に是正していく方向で進めていかなければならない。ここまで進めてきて住民にも一定の喚起ができたなかで、自治基本条例を創っていくことを中心に据えながら進めていきたい。

- ・副委員長にいうように、いろいろあるとは思いますが、まずは力を合わせ自治基本条例を創るべきと考える。

「副町長」

先ほど委員さんから議会との話合いの場という話があり、行政からは議会に検討委員会からの意向は伝えるが、検討委員会から正式に議会に対しての申込みを行なって頂きたいとおもうがどうか。

意見交換会的なものを設定することを想定していた、その中で意見を出し合っていきたいと思っていた。

- ・副町長が言われたように、正式に議会に対して申し込みをするべきではあるが、もし議会が断るようなら、その理由を説明する義務が議会にもあるし、その経過については、広報で町民に知らすべきと考える。

「副町長」

検討委員会の意見を伝え、委員会からの申し出があれば、その機会を設定して欲しいとのお願いはする。

自治基本条例についても話し合いを持ちたいと考えているので、議会に申し込みを行なう
名称を訂正する議案訂正の請求書を議会に提出し、個別条例として限定されたものである
ことを明確にしたことと、今後、自治基本条例との整合性を議会と協議する機会が保障さ
れることを前提として、この問題は「了承」と考えるが異議はないか。

異議は出ない

次回の会議について

第9回自治検討委員会の日程

平成21年8月26日(水)

時間は、午後7時00分～午後9時00分

場所は、十和開発センター